

はじめに

急速な情報化の進展により、将来の変化を予測することが困難な時代を迎えようとしています。身の回りのものにICTが活用されていたり、日々の情報収集やコミュニケーション、生活上の必要な手続きなど、日常生活における営みをICTを通じて行ったりすることが当たり前となっている現在では、子どもたちはICTを受け身で捉えるのではなく、手段として積極的に活用していくことが求められています。

スマートフォンやタブレット端末をはじめとする携帯端末の普及が急速に進むにつれ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、オンラインゲーム等の利用が増えてきています。それに伴い、不適切な利用やSNS上のトラブルが発生するようになりました。

京都府教育委員会は、平成18年に情報モラル指導資料集、平成20年にネットいじめへの対応の情報モラル指導資料を作成し、情報モラル教育の指導を進めてきました。この間、文部科学省をはじめ各省庁やそれらの委託事業等により多くの資料が作成されました。今回、これらの資料を活用し改訂しました。

SNSでのトラブルや、コミュニケーションツールや画像の扱い方を中心に授業等で先生方が情報モラル教育を実施するための学習指導案を掲載しています。

この指導資料の作成に当たっては、学識経験者、そして、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で実践研究を進めている教員、大学生からなる教材作成会議を通じて、指導資料の作成、実践事例の提供、文案の検討などについてお世話になりました。御協力いただいた皆様方には、この場をお借りし、改めて感謝申し上げます。この指導資料が情報モラル教育の資料として大いに活用され、京都府における情報モラル教育が一層推進されることを期待しています。

平成29年3月
京都府総合教育センター